

「指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定計画相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 赤城の家
所在地	群馬県桐生市新里町赤城山571-5
電話番号	0277-74-4487
代表者氏名	理事長 遠藤 倫子
設立年月	平成13年7月

2. 事業所の概要

事業所の名称	相談支援事業所 花
事業所の所在地	群馬県桐生市新里町赤城山571-5
事業所の種類	指定特定相談支援事業所 1030300642 平成26年4月1日 指定障害児相談支援事業所 1070300155 平成26年4月1日
事業の目的	利用者がその心身の状況、環境に応じて適切な福祉サービス等を利用できるように、相談支援を提供することを目的とします。
電話番号	0277-74-8030
管理者名	遠藤 佳太郎（兼任）
事業所の運営方針	指定計画相談支援等の事業は、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な福祉サービス等が提供されるよう配慮して行います。 事業の実施に当たっては利用者に提供される福祉サービスが不当に偏ることのないよう公正中立に行います。 市町村、障害福祉サービス事業者等と連携を図り、地域の社会資源の改善、開発に努めるとともに、自らの指定計画相談支援事業等の評価を行い、改善を図ります。

3. 事業実施地域

桐生市、みどり市

4. 営業日及び営業時間等

営業日	月曜日から金曜日まで（年末年始・夏季休暇を除く）
受付時間	月～金 午前8時～午後5時
サービス提供時間帯	月～金 午前8時～午後5時

5. 職員の体制

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準
管理者	1名			1名
相談支援専門員	1名			1名以上

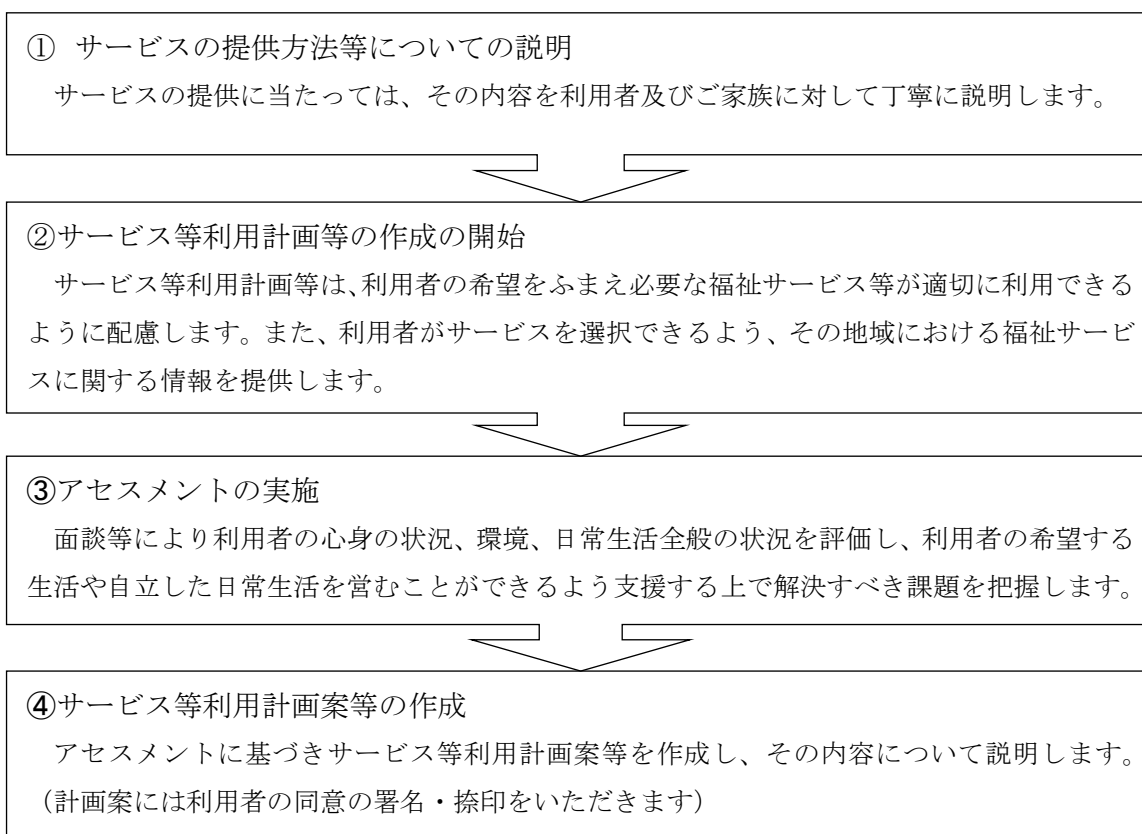
当事業所では、利用者に対して指定計画相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。（例）週8時間勤務の職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）サービス内容

<サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成、モニタリング（計画の変更）の流れ>



⑤サービス担当者会議の開催

支給決定等が行われたら、支援にあたる福祉サービスの担当者等の関係者を招集してサービス担当者会議を開催します。サービス等利用計画案等の内容について説明を行うとともに、担当者からの専門的な意見を求めます。

⑥サービス等利用計画等の作成

担当者会議での意見をもとにサービス等利用計画等を作成し、その内容について説明します。（計画書には利用者の同意の署名、捺印をいただきます）また、作成したサービス等利用計画等を利用者及び担当者に交付します。

⑦モニタリングの実施

サービス等利用計画等の作成後、その実施状況を把握し、必要に応じてサービス等利用計画等の変更をします。

<障害者支援施設等への紹介>

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供をいたします。

（２）利用料金

①サービス利用料金

指定計画相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

事業者が計画相談支援給付費額の代理受領を行わない場合は、利用者（または保護者）から計画相談支援給付費または障害児相談支援給付費の額をお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの区市町村に申請すると計画相談支援給付費が支給されます。）

②交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方が当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し要した交通費の実費をいただきます。

交通費は1か月ごとに計算しご請求しますので、指定の方法でお支払い下さい。

7. サービスの利用に関する留意事項

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

8. 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では関係法令に基づいて利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）保存期間は、指定計画相談支援サービスを提供した日から5年間です。

* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- (2) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
- (3) アセスメントの記録
- (4) サービス担当者会議等の記録
- (5) モニタリング結果の記録
- (6) 関係機関からの情報提供に関する記録
- (7) 契約書
- (8) 重要事項説明書
- (9) 利用者負担に関する関係書類
- (10) 利用者に関する区市町村への通知に係る記録
- (11) 利用者からの苦情内容等の記録
- (12) 事故の状況及び事故に際しての採った処置についての記録

9. 損害賠償保険への加入

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 日本興亜損害保険株式会社
保険名 総合賠償責任保険

10. 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情及びサービス利用等のご相談の受付

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○お客様相談係＜苦情受付窓口（担当者）＞ [相談支援専門員] 田中 良子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前8時～午後5時

＜苦情解決責任者 [管理者] 遠藤 佳太郎＞

(2) 第三者委員

名 前	連 絡 先
中村 俊介	電話 0277-45-2036
岩下 康夫	電話 0277-45-2927

(3) 行政機関その他苦情受付機関

桐生市役所 福祉課	所在地：群馬県桐生市織姫町1番1号 電話番号・FAX：0277-46-1111（代表）
群馬県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地：群馬県前橋市新前橋町13-12 （群馬県社会福祉総合センター 4F） 電話：027-255-6669 FAX：027-255-6173

平成 年 月 日

指定計画相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

管理者名 遠藤 佳太郎
説明者 相談支援専門員 田中 良子 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定計画相談支援サービスの提供開始に同意しました。

(利用者)

住所 _____

氏名 _____ 印

(後見人または家族)

住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 _____

個人情報使用同意書

私は、障害者相談支援事業を利用するにあたり、次の（１）に定める個人情報の利用及び収集について（２）の条件を付して同意します。

（１） 個人情報

- ・私の心身の状況、置かれている環境や家族の状況などの個人情報を、個別支援会議の場などにおいて関係機関に提供すること。
- ・障害支援区分認定にかかる調査内容、障害支援区分認定審査会による判定結果、意見及び医師意見書等の情報を、行政等関係機関より収集すること。
- ・その他、障害者相談支援の実施に必要な個人情報の関係機関との交換・

（２） 条件

- ・個人情報の提供は必要最低限とし、障害者相談支援にかかわる目的以外には利用及び提供しないこと。
- ・障害者相談支援従事者は正当な理由がない限り、その業務上知りえた個人情報を漏らさないこと。
- ・障害者相談支援従事者は、現在勤務している社会福祉法人等を退職した後も、在職中知りえた個人情報を漏らさないこと。
- ・障害者相談支援従事者は利用者の個人情報を安全に保管すること。

平成 年 月 日

相談支援事業所 花 管理者 殿

利用者

<氏名> _____ 印

<住所> _____

代理人

<氏名> _____ 印 <続柄> _____

<住所> _____